

保育の必要性

※保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

事由	要件	認定期間
就労	家庭内外において月64時間以上の労働に常態的に従事している場合	左記の状態が継続している期間
妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後の場合	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし 出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
疾病・負傷等	疾病・負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障害(しょうがい)等がある場合	診断書等に基づく期間
疾病等の介護・看護(別居を含む)	親族の疾病の介護または通園の付き添いを月64時間以上行う場合	診断書等に基づく期間
災害の復旧	火災等の災害復旧にあたる場合	災害復旧に必要な期間
就労予定	求職活動を継続的に行っている場合	3か月(※) 認定後3か月以内に月64時間以上の就労をしていない場合、認定期間が終了となります。
通学	大学・専門学校・職業訓練学校等に月64時間以上通学している場合	通学終了までの期間
育児休業中	育児休業に係る児童の育児休業中の期間にあたる場合	育児休業中の期間 ※育児休業に係る児童が保育施設等に入所又は施設等利用給付認定が決まった場合、入所日又は認定後2か月以内に復職する必要があります。復職できない場合、認定期間が終了となります。 復職後は復職日のわかる勤務証明書の提出をお願いいたします。月64時間以上の場合は引き続き、施設等利用給付認定を受けることができます。
多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童を含め4人以上いる。(父・母いずれか1人のみに適用)	左記の状態が継続している期間

※添付書類

保育を必要とする理由	必要書類(その他必要に応じて提出を求めると場合がございます。)
就労	就労証明書(宝塚市所定の様式)
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(氏名・出産予定日が記載されている箇所)・同意書(宝塚市所定の様式)
疾病・負傷	医師の診断書(宝塚市所定の様式)
疾病等の介護・看護	介護看護申立書と身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A・B)・介護保険被保険者証(要介護1～5)の写し、又は医師の診断書(宝塚市所定の様式)
災害の復旧	罹災証明書
就労予定	就労誓約書(宝塚市所定の様式)
通学	在学証明書(又は学生証)と時間割表
育児休業	就労証明書(宝塚市所定の様式)・育児休業復職誓約書(宝塚市所定の様式)
多子家庭	申立書